

関東小学生陸上競技連盟規約

第1章 総則

(名称)

第1条 当団体の名称を関東小学生陸上競技連盟とする。

(目的)

第2条 ①都県の枠を超えて小学生クラブ間相互の交流を図る。
②児童の発育発達段階に応じた陸上競技の普及を図る。

第3条 第2条①②の目的を達成するために次の事業を行う。

- イ、 キッズコロシウム大会（関東小学生陸上交流大会）
- ロ、 キッズ・クロスカントリーリレー大会（関東小学生陸上交流大会）
- ハ、 陸上教室
- ニ、 その他、本団体の目的達成に必要な事業。

第2章 会員

本連盟の会員は登録団体責任者と本連盟委員により構成される。

(登録団体)

第4条 当団体の会員は、当団体の目的に賛同したものとする。

- イ、 登録団体は2,000円の登録費を納めること。
- ロ、 登録団体には成人の指導者が運営・指導していること。

第5条 委員は登録団体より選出する。または本連盟の目的を理解・賛同している者とする。

第6条 新規に入会希望団体は総会または、実行委員会で承認されなければならない。

第3章 総会

本連盟は毎年度始めに総会を開催し、会員を招集する。

第7条 総会において、その年度の事業案・予算案を決める。

第8条 総会において、前年度の事業報告・決算報告をする。

第9条 総会において、委員を選出・承認する。任期は2年間とし、再任を妨げない。

第10条 総会に欠席する者は委任状を提出しなければならない。

第4章 役員

(委員)

第11条 本連盟は第2章「会員」の中から選出された者から役員構成する。

第12条 本連盟の委員は必要数とする。

第13条 総会にて委員の中から以下の者を選出する。任期は2年とし、再任は妨げない。

- 会 長 1名 (会長は本連盟を代表しその業務を執行する。)
- 副会長 若干名 (副会長は会長を補佐する。)
- 委員長 1名 (委員長は各部を統括する。)
- 副委員長 若干名 (副委員長は委員長を補佐する。)

※副委員長1名を会計担当とする。

第14条 本連盟に顧問を置くことができる。

※顧問は会長の諮問に応じる。

第5章 手当・謝金

(手当)

第15条 本連盟委員は基本的無報酬とする。但し以下の活動については交通費等を支給する。

- イ、 役員会及び委員会 1,000 円
- ロ、 準備&打合せ 実費
- ハ、 車両運搬費 実費交通費+3,000 円
- ニ、 その他については委員会にて決める。

第16条 競技会などの審判謝礼（交通費）は地域の競技会を考慮して決める。

第6章 表彰

(表彰)

第17条 永年にわたり本連盟に貢献のあった者を表彰する。

- イ、 役員表彰（継続 15 年以上）
- ロ、 指導者表彰（継続 15 年以上）
- ハ、 競技役員表彰（継続 10 年以上）
- ニ、 その他

第7章 選手の活動

(選手登録)

第18条 登録団体の所属選手は選手登録をすること。登録選手は他の団体に所属することは出来ない。
選手の登録は4年生以上とする。

第19条 同年度内に所属団体を変えて競技会に参加することは出来ない。但し、特別な理由がある場合は元の団体と移籍先の団体の責任者の署名がある「移籍届」を提出することで認められる。

第20条 選手の登録は下記日程までとする。

- 第1期登録 4月中旬ごろ
- 第2期登録 6月中旬ごろ
- 第3期登録 12月中旬ごろ

※それぞれ1週間～10日程度の期間となります。

第21条 選手登録において違反のあった団体には下記の罰則を設ける。罰則については委員会において決める。罰則があった場合はいかなる理由にせよ登録費・競技会参加費は返金しない。

- イ、 競技会の成績抹消。
- ロ、 登録抹消（1年間）※違反のあった翌年は登録することはできない。
- ハ、 登録抹消（無期限）

第22条 選手の活動や罰則に関しては教育的配慮のもと行うが、指導者・保護者の常識的な判断・行動が大切なことを忘れてはいけない。小学生選手自らが罰則を犯すことは考えられない。

第23条 選手達が陸上競技をいつまでも愛してくれるように導くこと。

第8章 事務所

本連盟の事務所を下記に置く。

〒192-0904 東京都八王子市高倉 33-2

(連絡先) バディスポーツ幼児園内

メールアドレス info@kantokids.net

ホームページ <http://kantokids.net/>